

令和3年11月16日

教職員各位

エネルギー管理統括者  
理事（総務・企画担当）  
浅井 和行

## 冬季の節電・省エネルギーの取組について（依頼）

日頃から、省エネルギー対策にご協力頂きありがとうございます。

政府により設置された省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議において、「冬季の省エネルギーの取組について」が決定されたことを受け、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長より、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式～」を踏まえ、エアコン使用時においても換気をするなど、学校等の適切な学習環境や作業環境を確保した上で、無理のない範囲で省エネルギーの取組を推進していただくよう協力依頼が各機関にありました。

本学においても、社会情勢、エネルギー情勢を鑑み、節電・省エネルギーの行動計画である「令和3年度 京都教育大学節電計画（冬季版）」を策定しましたので、実施に際しご理解・ご協力をお願いします。

なお本計画は無理な節電や省エネルギーを要請するものではなく教育研究上支障が生じる場合等、やむを得ない場合は可能な範囲でのご協力をお願いする次第です。

本取組について、ご意見ご提案があれば、施設課までご連絡をお願いします。

# 令和3年度京都教育大学節電計画（冬季版）

令和3年11月16日

京都教育大学長

太田耕人

## I. まえがき

政府により設置された省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議において、「冬季の省エネルギーの取組について」が決定されました。また「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」において、エネルギーを使用して事業を行う者はエネルギーの使用の合理化に努めるとともに、電気の需要の平準化に資する措置を講ずるよう努めなければならないとされ、学校等においてもこのことが求められています。

このことを踏まえ本学においても京都教育大学エネルギー管理要項第13条に基づき、今年度の省エネルギーを踏まえた節電計画を以下のように策定しました。

## II. 本計画の対象地区

対象地区：京都教育大学全地区

## III. 本計画の目標、実施期間

目 標：

藤森キャンパス：冬季（12月～3月）の最大使用電力値及び使用エネルギー量が前年度冬季の同数値を下回るよう努める

附属学校園等：冬季（12月～3月）の使用エネルギー量が前年度冬期の同数値を下回るように努める。

実施期間：令和3年12月1日(水)～令和4年3月31日(木)

## IV. 節電・省エネルギー行動について

以下の節電・省エネルギー行動により、最大使用電力、使用エネルギー量の抑制を図る。ただし、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式～」を踏まえ、エアコン使用時においても換気をするなど、学校等の適切な学習環境を確保した上で、教育研究活動や幼児・児童・生徒・学生・教職員の健康上の影響を回避した無理のない形での実施とする。

### ●全団地共通

日常的な節電・省エネルギー行動として、段階1の行動に取り組む。

●藤森キャンパスのみ

日常的な取り組みである段階1に加え、電力値計測装置（施設課設置）に示される予測電力使用値に応じ、段階2、段階3の行動に取り組む。

段階1【日常的な取り組み】

- 空調機の設定温度は20℃にする。
- 事務室、研究室、教室等は、支障のない範囲で照明の間引及び消灯を行う。
- 授業等で使用しない講義室、教室の空調の停止、照明の消灯の徹底を行う。
- 昼休みは支障のない範囲で消灯を行う。
- エレベーターは身体に障害のある人、荷物運搬等が必要な場合等を除き使用を控える。
- 大量にコピーをする場合はやむを得ない場合を除き電力使用のピーク時間帯（10時～15時）を避ける。
- 大規模な電力を使用する実験・実習等は、授業で使用する等のやむを得ない場合を除き電力使用のピーク時間帯（10時～15時）を避ける。
- 複数のプリンター・コピー機等がある場合は、集約する。
- 利用頻度の少ない電気ポットの保温は控え、必要なときに必要なだけ湯を沸かす。
- 文部科学省作成の省エネ手引き「学校等における省エネルギー推進のための手引き～省エネのすすめ方・つづけ方～」（※）を参考に省エネ活動を行う。

段階2.【予測電力使用値が650kwを超過した場合】

- 給水ポンプ室の濾過器停止、大型空調機の停止を行う。

段階3.【予測電力使用値が700kwを超過した場合】全構成員による緊急対応を促す。

- 一括送信メールにより全学通知を行い以下の行動を促す。なお、メール発信後、この行動は2時間後に解除されるものとする。
  - ・空調設備の停止  
空調機の運転を中止する。
  - ・コンセント機器の停止  
空気清浄機、加湿器、電子レンジ、電気ポット等の使用を控える。  
またノートパソコンの電源をバッテリーに切り替える。
- エネルギー管理責任者へ電話連絡を行い緊急対応の周知徹底を図る。  
エネルギー管理責任者もしくは補助者は、管轄する室を巡回し、照明・空調・パソコン等の可動状況の確認を行う。

(※) 省エネ手引き

「学校等における省エネルギー推進のための手引き  
～省エネのすすめ方・つづけ方～」

URL: [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shisetu/green/1416430.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/green/1416430.htm)